

● 規程改正の概要

要 旨	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則」の一部改正を行う。
内 容	地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則の一部改正（規程第●号） 1 特別休暇の改定 特別休暇のうち、骨髄提供休暇、育児休暇、子の看護等休暇、学校行事参加休暇及び短期の介護休暇について、有給の休暇とする。
施行期日	令和8年4月1日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則 新旧対照表（令和8年4月1日適用）

新		旧		
別表第3（有給休暇 第18条関係）	別表第3（有給休暇 第18条関係）	休暇の種類	期間又は取得基準	備考
略	略	略	略	略
<u>骨髄提供休暇</u>	<u>勤務時間等規程の「骨髄提供休暇」の例による。</u>			
<u>育児休暇</u>	<u>勤務時間等規程の「職員の育児休暇」の例による。</u>			
<u>子の看護休暇</u>	<u>勤務時間等規程の「子の看護休暇」の例による。</u>			次のいずれにも該当する者に限る。 ①勤務日が週3日以上又は年121日以上であること。 ②任期が6月上又は引き続き勤務した期間が6月上であること。
<u>学校行事参加休暇</u>	<u>勤務時間等規程の「学校行事参加休暇」の例による。</u>			

<p>短期の介護 休暇</p>	<p>勤務時間等規程の「短期の介護 休暇」の例による。</p>	<p>次のいずれにも 該当する者に限 る。 ①勤務日が週3 日以上又は年 121日以上であ ること。 ②任期が6月以 上又は引き続き 勤務した期間が 6月以上である こと。</p>	<p>_____</p>	<p>_____</p>	<p>_____</p>
---------------------	-------------------------------------	--	--------------	--------------	--------------

<p>_____ _____</p>	<p>_____ _____</p>	<p>_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p>	<p><u>短期の介護 休暇</u></p>	<p><u>勤務時間等規程の「短期の介護 休暇」の例による。</u></p>	<p><u>次のいずれにも該当する者に限る。</u> <u>①勤務日が週3日以上又は年121日以上であること。</u> <u>②任期が6月以上又は引き続き勤務した期間が6月以上であること。</u></p>
<p>附 則 (規程第●号) (施行期日) 第1条 この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>			<p>_____ _____</p>		